作成例（法第１０条第１項第２号ロ）

原本は法人で保管し、提出は
コピーしたもので結構です。

役　員　就　任　承　諾　及　び　誓　約　書

設立時：設立総会開催日か、それ
以降の就任を承諾した日
設立後：会議で選任された日か、
就任日までに就任を承諾した日

年　　月　　日

特定非営利活動法人○○○○　　御中

住所又は居所　千葉県千葉市○○区○○○丁目×番×号
○○マンション 102 号
氏名　千　葉　太　郎

住所・氏名は住民票の
記載どおり正しく記載

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、貴法人の理事に就任することを承諾します。

監事の場合は「監事」と記載

特定非営利活動促進法第 20 条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
- 刑法第２０４条［傷害］、第２０６条［現場助勢］、第２０８条［暴行］、第２０８条の２［凶器準備集合及び結集］、第２２２条［脅迫］、第２４７条［背任］の罪を犯した場合
- 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

どちらかにチェック

特定非営利活動促進法第 21 条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

□　私は、住所の確認にあたり所轄庁による住民基本台帳ネットワークの利用に同意し、「住所又は居所を証する書面」の添付を省略します。【生年月日：　　年　　月　　日】

□　私は、「住所又は居所を証する書面」を添付します。